

令和 7 年和泉市議会第 3 回定例会議案書（報告その他議案）目次

種別及び番号	件 名	摘 要
認定第 1 号	令和 6 年度和泉市一般会計決算認定について	P. 2
認定第 2 号	令和 6 年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について	P. 3
認定第 3 号	令和 6 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について	P. 4
認定第 4 号	令和 6 年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について	P. 5
認定第 5 号	令和 6 年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	P. 6
認定第 6 号	令和 6 年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 8
認定第 7 号	令和 6 年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について	P. 9
認定第 8 号	令和 6 年度和泉市公共浄化槽事業会計決算認定について	P. 10
認定第 9 号	令和 6 年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 11
報告第 21 号	令和 6 年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について	P. 13
報告第 22 号	令和 6 年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について	P. 14
議案第 45 号	製造請負契約締結について（救助工作車Ⅱ型艀装）	P. 16
議案第 46 号	財産取得について（災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ））	P. 18
議案第 50 号	工事請負契約締結について（和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業）	P. 20
議案第 52 号	令和 6 年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について	P. 25
議案第 53 号	令和 6 年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 27
議案第 54 号	財産取得について（高規格救急自動車）	P. 30

認定第 1 号

令和6年度和泉市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度和泉市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 2 号

令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 3 号

令和6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 4 号

令和6年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度和泉市介護保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 5 号

令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 1 号から第 5 号までの参考資料

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（決算）

第 233 条 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

認定第 6 号

令和6年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度和泉市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 7 号

令和6年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度和泉市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 8 号

令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 9 号

令和6年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度和泉市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 6 号から第 9 号までの参考資料

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（中略）に付さなければならない。

5～9 略

報告第 21 号

令和6年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和6年度決算に基づく和泉市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

（単位：パーセント）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.49)	— (16.49)	4.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 () 内は、早期健全化基準を記載

報告第 22 号

令和6年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和6年度決算に基づく和泉市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

(単位：パーセント)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
公共下水道事業会計	—
公共浄化槽事業会計	—
病院事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示

報告第 21 号及び第 22 号参考資料

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）抜粋

（健全化判断比率の公表等）

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 略

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 略

議案第 45 号

製造請負契約締結について

救助工作車Ⅱ型艀装請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 救助工作車Ⅱ型艀装 |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 189,948,000円 |
| 5 契約の相手方 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタテクノス関西営業所
所長 木谷 孝司 |

議案第 45 号参考資料

救助工作車Ⅱ型艤装概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 請 負 内 容 | 救助工作車Ⅱ型の艤装
4ドア 4輪駆動方式 総重量12t未満 エンジン出力240PS以上 装備品（ウィンチ装置、照明装置及びクレーン装置） |
| 2 契 約 期 間 | 自 令和7年 月 日（議決の日）
至 令和9年 3月12日 |
| 3 納 車 場 所 | 和泉市消防本部
和泉市府中町四丁目10番16号 |

議案第 46 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 59,251,500円 |
| 4 取得の相手方 | 和泉市芦部町104番地
三共毛織株式会社
代表取締役 正村 策三 |

議案第 46 号参考資料

- 1 納入場所 和泉市池上町三丁目 1 4 番 4 5 号
 和泉市立池上小学校
- 2 納入期限 令和 8 年 2 月 2 7 日
- 3 取得内容 自動ラップ式トイレ 2 2 5 台

議案第 50 号

工事請負契約締結について

和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- 1 契約の目的

和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業
- 2 契約者

和泉市長 辻 宏 康
- 3 契約の方法

一般競争入札
- 4 契約金額

18,216,181,500円
- 5 契約の相手方

構成	所在地、名称及び代表者の氏名
代表企業	大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号 村本建設株式会社大阪支店 常務執行役員支店長 先山 正登

構成企業	大阪市北区西天満一丁目7番20号 株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店 支店長 森岡 憲祐
	大阪市西区京町堀一丁目15番7号 株式会社坂倉建築研究所大阪事務所 取締役大阪事務所長 田口 哲久
	大阪市浪速区大国二丁目1番19号 中林建設株式会社 代表取締役社長 中林 浩之
	大阪市東成区大今里西三丁目18番12号 大勝建設株式会社 代表取締役 脇坂 育男
	大阪市中央区久太郎町一丁目6番26号 株式会社L. B. C総合事務所 代表取締役 兵後 直樹

議案第 50 号参考資料

[I] 和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 場 所 | 和泉市幸一丁目ほか地内 |
| 2 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 |
| 3 | 工 事 等 内 容 | 市営住宅整備工事
市営店舗・作業所整備工事
（仮称）多世代交流拠点施設整備工事
施設除却工事
基本設計・実施設計一式
工事監理
入居者移転支援業務
地域コミュニティ連携・支援業務
開館準備支援業務 |
| 4 | 工 期 | 自 令和 7 年 月 日（議決の日）
至 令和14年 6月30日 |

〔Ⅱ〕 施設整備、施設除却概要

1 施設整備概要

施設	施設整備概要
市営住宅	戸 数 550戸 建築面積 約7,097㎡、延床面積 約29,188㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造 11階建て 附帯施設 とみまち広場、駐車場、駐輪場、集会所、ゴミ置場等
市営店舗・作業所	区 画 数 20区画 建築面積 約927㎡、延床面積 約901㎡ 建物構造 軽量鉄骨造 平屋建て 附帯施設 荷捌き場等
(仮称)多世代交流拠点施設	室 数 12室(多目的スペース、人権資料室、自習室、相談室、貸室等) 建築面積 約1,756㎡、延床面積 約2,828㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造 2階建て 附帯施設 自由ひろば、駐車場、駐輪場、ゴミ置場等

※設計協議により内容が変更となる場合があります。

2 施設除却概要

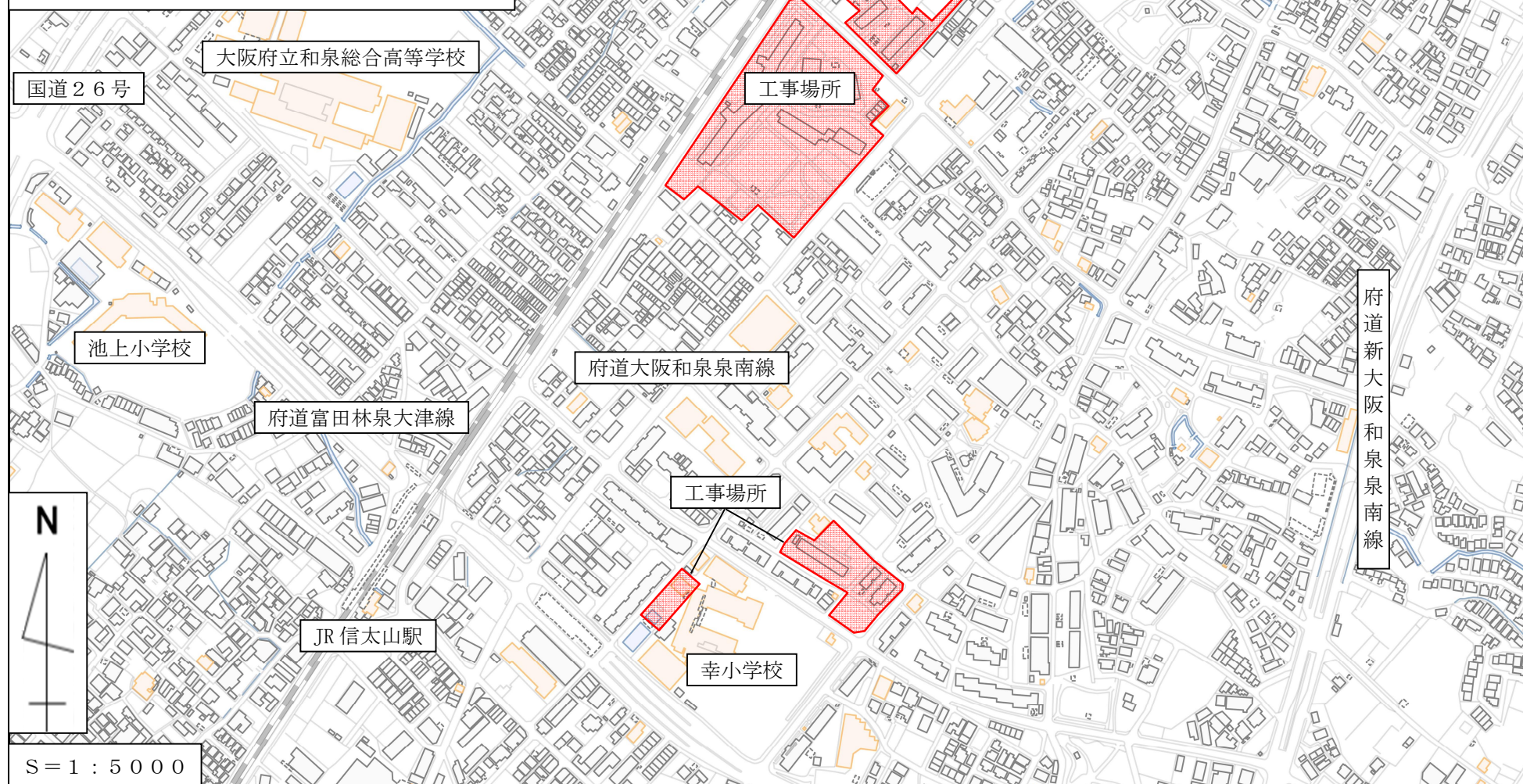
施設	施設除却概要
市営住宅	棟 数 13棟、独立集会所等 延床面積 約30,473㎡
公園	公 園 名 旭公園 敷地面積 約8,010㎡

議案第 50 号参考資料

工事請負契約締結について

(和泉市富秋中学校区等における市営住宅
集約建替他公共施設整備等事業)

位置図



議案第 52 号

令和6年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度和泉市水道事業会計決算に伴う剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和6年度 和泉市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	剰余金					資本合計
		資 本 剰余金	利益剰余金				
			減債積立金	建設改良 積 立 金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前年度末残高	11, 444, 277, 078	0	226, 497, 571	940, 916, 772	474, 201, 093	1, 641, 615, 436	13, 085, 892, 514
当年度変動額	0	0	0	△49, 781, 636	232, 087, 644	182, 306, 008	182, 306, 008
建設改良積立金 の取崩し	0	0	0	△49, 781, 636	49, 781, 636	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	182, 306, 008	182, 306, 008	182, 306, 008
当年度末残高	11, 444, 277, 078	0	226, 497, 571	891, 135, 136	706, 288, 737	1, 823, 921, 444	13, 268, 198, 522
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△108, 654, 364	0	180, 000, 000	0	△229, 781, 636	△49, 781, 636	△158, 436, 000
減債積立金の 積立	0	0	180, 000, 000	0	△180, 000, 000	0	0
資本金への 組入れ	49, 781, 636	0	0	0	△49, 781, 636	△49, 781, 636	0
一般会計への 土地の移管処分	△158, 436, 000	0	0	0	0	0	△158, 436, 000
当年度末処分後残高	11, 335, 622, 714	0	406, 497, 571	891, 135, 136	476, 507, 101	1, 774, 139, 808	13, 109, 762, 522

議案第 53 号

令和6年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度和泉市公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和6年度 和泉市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	剰余金				資本合計
		資本剰余金	利益剰余金			
			減債積立金	未処分利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
前年度末残高	7,964,814,176	753,281	703,705,186	413,726,225	1,117,431,411	9,082,998,868
当年度変動額	166,490,373	0	△401,394,841	852,251,533	450,856,692	617,347,065
資本金の受入	166,490,373	0	0	0	0	166,490,373
減債積立金の取崩し	0	0	△401,394,841	401,394,841	0	0
当年度純利益	0	0	0	450,856,692	450,856,692	450,856,692
当年度末残高	8,131,304,549	753,281	302,310,345	1,265,977,758	1,568,288,103	9,700,345,933
議会の議決による処分額	401,394,841	0	450,000,000	△851,394,841	△401,394,841	0
減債積立金の積立	0	0	450,000,000	△450,000,000	0	0
資本金への組入れ	401,394,841	0	0	△401,394,841	△401,394,841	0
当年度末処分後残高	8,532,699,390	753,281	752,310,345	414,582,917	1,166,893,262	9,700,345,933

議案第 52 号及び第 53 号参考資料

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3、4 略

議案第 54 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 20,072,800円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市西区南堀江三丁目14番22号
日産大阪販売株式会社法人営業支援部
部長 花岡 雅彦 |

議案第 54 号参考資料

- 1 納入場所 和泉市府中町四丁目 10 番 16 号
 和泉市消防本部
- 2 納入期限 令和 8 年 2 月 24 日
- 3 取得内容 高規格救急自動車 1 台